

○福岡県立体育・スポーツ施設条例

昭和六十三年十二月二十四日

福岡県条例第二十一号

〔福岡県立総合プール条例〕をここに公布する。

福岡県立体育・スポーツ施設条例

(平六条例三八・改称)

(設置)

第一条 県民の体育・スポーツの普及振興を図り、併せて健康増進と福祉の向上に資するため、福岡県立体育・スポーツ施設（以下「体育等施設」という。）を設置する。

2 体育等施設の名称、種類及び位置は、次のとおりとする。

名称	種類	位置
福岡県立スポーツ科学情報センター	体育館	福岡市博多区
福岡県立総合プール	プール スケートリンク	
福岡県馬術競技場	馬術場	古賀市
福岡県立総合射撃場	ライフル射撃場 散弾銃射撃場 大口径射撃場	筑紫野市

(平六条例三八・平七条例三二・平九条例六五・平一〇条例四三・一部改正)

(利用の承認等)

第二条 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年福岡県条例第五号）第三条から第六条まで及び第九条の規定は、体育等施設の利用の承認等について適用する。
この場合において、第四条第一項中「知事若しくは委員会から公の施設の管理に関し委任を受けた者」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(平六条例三八・平一七条例四二・一部改正)

(使用禁止等)

第三条 管理者は、管理上支障があるとき、その他教育委員会において使用を不相当と認めるときは、体育等施設の使用を禁止し、若しくは入場を拒絶し、又は退場させることができる。

(平六条例三八・一部改正)

(使用料)

第四条 福岡県立スポーツ科学情報センターにおいて別表第一に掲げる施設を利用する者は、同表に定める使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(平一七条例四二・全改)

(使用料の減免)

第五条 知事は、規則で定める場合に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平一七条例四二・追加)

(指定管理者による管理)

第六条 体育等施設の管理に関する業務のうち次に掲げるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定する者(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

- 一 体育等施設の利用の許可に関する業務
- 二 使用料の徴収に関する業務
- 三 体育等施設の諸施設の維持及び保守に関する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

(平一七条例四二・追加)

(指定管理者の指定の手続)

第七条 指定管理者の指定を受けようとする者は、教育委員会規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会規則で定める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する者の中から体育等施設の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた者を指定管理者として指定するものとする。

- 一 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができるものであること。
- 二 事業計画の内容が、体育等施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- 三 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有してい

るものであること。

四 その他教育委員会が体育等施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

3 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、及び指定を取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(平一七条例四二・追加)

(秘密保持義務)

第八条 指定管理者及び体育等施設の管理に関する業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、体育等施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、又は指定を取り消され、及び従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(平一七条例四二・追加)

(利用料金)

第九条 指定管理者は、この条例の定めるところにより、利用料金の設定をするものとする。
この場合において、第二条において適用するものとされる福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例第六条第一号中「使用料」とあるのは、「利用料金」と読み替えるものとする。

2 指定管理者は、利用料金を定める場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

3 利用料金は、指定管理者が福岡県立スポーツ科学情報センターにあつては別表第二に、福岡県立総合プールにあつては別表第三に、福岡県馬術競技場にあつては別表第四に、福岡県立総合射撃場にあつては別表第五に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 知事は、第二項の承認をしたときは、速やかに当該利用料金を公示するものとする。

5 指定管理者は、前各項の規定により承認を受けたときは、当該利用料金をその収入として収受するものとする。

6 指定管理者が利用料金の設定をしたときは、体育等施設を利用する者は、利用料金を納付しなければならない。

7 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

8 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める場合に該当するときは、その全

部又は一部を還付することができる。

(平一七条例四二・追加)

(協議)

第十条 この条例に定めるもののほか、管理に要する経費その他必要な事項は、教育委員会と指定管理者が協議して定める。

(平一七条例四二・追加)

(教育委員会規則への委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平一七条例四二・旧第五条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十四年四月一日から施行する。

(福岡県営総合プール使用料条例の廃止)

2 福岡県営総合プール使用料条例（昭和三十八年福岡県条例第三十八号）は、廃止する。

(福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成六年条例第三八号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成七年条例第三二号）

(施行期日)

1 この条例は、平成七年十月一日から施行する。

(福岡県馬術競技場条例の廃止)

2 福岡県馬術競技場条例（平成三年福岡県条例第三号）は、廃止する。

附 則（平成九年条例第六五号）

この条例は、平成九年十月一日から施行する。

附 則（平成一〇年条例第四三号）

(施行期日)

1 この条例は、平成十一年四月一日から施行する。

(福岡県立総合射撃場条例の廃止)

2 福岡県立総合射撃場条例（平成三年福岡県条例第四号）は、廃止する。

（福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例の一部改正）

3 福岡県立体育・スポーツ施設使用料条例（平成元年福岡県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一七年条例第四二号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第十八条中福岡県立体育・スポーツ施設条例第四条の改正規定及び第四条の次に六条を加える改正規定（第五条に係る部分に限る。）並びに次項及び附則第五項の規定 平成十八年四月一日

（経過措置）

3 この条例による改正前の福岡県公の施設の設置及び管理に関する条例、福岡県身体障害者リハビリテーションセンター条例、福岡県男女共同参画センター、福岡県人権啓発情報センター及び福岡県総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、福岡県平尾台自然観察センター条例、福岡県産炭地労働者体育施設条例、福岡県立勤労青少年文化センター条例、福岡県立あまぎ水の文化村条例、福岡県国際文化情報センター条例、福岡県立飯塚研究開発センター条例、福岡県漁港管理条例、福岡県立森林公園条例、福岡県緑化センター条例、福岡県建設技術情報センター条例、福岡県都市公園条例、福岡県営住宅条例、福岡県立久留米スポーツセンター条例、九州歴史資料館条例、福岡県立体育・スポーツ施設条例及び福岡県青少年科学館条例の管理の委託に係る規定及び処分その他の行為に係る規定は、平成十八年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。

附 則（平成二六年条例第七号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二七年条例第六五号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則（令和元年条例第五号）抄

（施行期日）

第一条 この条例は、令和元年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

別表第一（第四条関係）

（平二六条例七・全改、平二七条例六五・令元条例五・一部改正）

健康体力測定室の使用料

種類	単位	区分	使用料（一人）
健康体力づくり相談	一回	一般	六三〇円
		児童生徒	三一〇円
全身持久力向上相談	一回	一般	二、六六〇円
		児童生徒	一、三三〇円
筋力向上相談	一回	一般	二、六六〇円
		児童生徒	一、三三〇円
総合運動能力向上相談	一回	一般	二、六六〇円
		児童生徒	一、三三〇円
スポーツ心理相談	一回	一般	一、五九〇円
		児童生徒	七九〇円

備考 「児童生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。

別表第二（第九条関係）

（平一七条例四二・追加、平二六条例七・平二七条例六五・令元条例五・一部改正）

一 個人使用の場合

種類	単位	区分	料金（一人）
アリーナ	二時間	一般	三一〇円
		児童生徒	一五〇円
トレーニング室	二時間	一般	三七〇円
		児童生徒	一九〇円
クライミングウォール	二時間	一般	三一〇円
		児童生徒	一五〇円

ボルダリングウォール	二時間	一般	三一〇円
		児童生徒	一五〇円

二 占用使用の場合

種類	時間	アマチュアスポーツに係る競技会練習会に使用する場合	上記の場合で入場料を徴収する場合	その他の目的に使用する場合
メインアリーナ	九時から十二時まで	八、六二〇円	二五、八七〇円	一一二、一一〇円
	十三時から十七時まで	一一、四九〇円	三四、四九〇円	一四九、四九〇円
	十八時から二十一時まで	一〇、八六〇円	三二、五八〇円	一四一、一八〇円
	九時から十七時まで	二〇、一二〇円	六〇、三七〇円	二六一、六〇〇円
	十三時から二十一時まで	二二、三五〇円	六七、〇七〇円	二九〇、六七〇円
	九時から二十一時まで	三〇、九八〇円	九二、九五〇円	四〇二、七九〇円
サブアリーナ	九時から十二時まで	四、一五〇円	一二、四五〇円	五三、九八〇円
	十三時から十七時まで	五、五三〇円	一六、六〇〇円	七一、九七〇円
	十八時から二十一時まで	五、二一〇円	一五、六五〇円	六七、八二〇円
	九時から十七時まで	九、六八〇円	二九、〇六〇円	一二五、九六〇円
	十三時から二十一時まで	一〇、七五〇円	三二、二六〇円	一三九、八〇〇円
	九時から二十一時まで	一四、九〇〇円	四四、七一〇円	一九三、七八〇円

多目的アリーナ	九時から十二時まで	三、八三〇円	一一、四九〇円	四九、八二〇円
	十三時から十七時まで	五、一〇〇円	一五、三三〇円	六六、四四〇円
	十八時から二十一時まで	四、七九〇円	一四、三七〇円	六二、二八〇円
	九時から十七時まで	八、九四〇円	二六、八三〇円	一一六、二七〇円
	十三時から二十一時まで	九、九〇〇円	二九、七〇〇円	一二八、七二〇円
	九時から二十一時まで	一三、七三〇円	四一、二〇〇円	一七八、五五〇円
クライングウォール	九時から十二時まで	二、八一〇円	八、四五〇円	三六、六六〇円
	十三時から十七時まで	三、七五〇円	一一、二八〇円	四八、八八〇円
	十八時から二十一時まで	三、五五〇円	一〇、六五〇円	四六、一六〇円
	九時から十七時まで	六、五七〇円	一九、七三〇円	八五、五四〇円
	十三時から二十一時まで	七、三一〇円	二一、九三〇円	九五、〇四〇円
	九時から二十一時まで	一〇、一三〇円	三〇、三九〇円	一三一、七〇〇円
ボルダリングウォール	九時から十二時まで	一、五六〇円	四、六九〇円	二〇、三六〇円
	十三時から十七時まで	二、〇八〇円	六、二六〇円	二七、一五〇円
	十八時から二十一時まで	一、九八〇円	五、九五〇円	二五、七九〇円

九時から十七時まで	三、六五〇円	一〇、九六〇円	四七、五二〇円
十三時から二十一時まで	四、〇七〇円	一二、二二〇円	五二、九五〇円
九時から二十一時まで	五、六三〇円	一六、九一〇円	七三、三二〇円

三 宿泊室

種類	単位	区分	料金（一人）
宿泊室（洋室）	一泊	一般	三、一九〇円
		児童生徒	一、五九〇円
宿泊室（和室）	一泊	一般	一、三八〇円
		児童生徒	六九〇円

四 附属施設

施設名	料金
会議室	一時間につき 四七〇円
第一研修室	一時間につき 四七〇円
第二研修室	一時間につき 三七〇円
第三研修室	一時間につき 九〇〇円
第四研修室	一時間につき 一、〇一〇円
和室	一時間につき 六九〇円
視聴覚室	一時間につき 九五〇円

備考

- 一 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 二 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、規則で定める。
- 三 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、規則で定める額を加算する。
- 四 占有使用の場合、本部室及び放送室並びに放送設備を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 五 占有使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律

第百七十八号)に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の二割増とする。

六 使用時間を超過したときの額は、個人使用の場合、超過一時間につき、当該使用区分の額の一時間当たりの額とし、占用使用の場合、超過一時間につき、当該使用区分の額の一時間当たりの額の五割増相当額とする。

七 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された三十人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の二割引とする。

八 個人使用の場合、十一枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の十回分に相当する額とする。

九 「児童生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。

十 メインアリーナ及び多目的アリーナは、二分の一又は四分の一の面積で、サブアリーナ及び和室は、二分の一の面積で使用できるものとし、この場合の額は、使用面積に応じて、当該使用区分の額のそれぞれ二分の一、四分の一とする。

別表第三（第九条関係）

（平一七条例四二・追加、平二六条例七・平二七条例六五・令元条例五・一部改正）

一 個人使用の場合

種類	期間	単位	区分	料金（一人）
プール	七月一日から九月三十日まで	一回	一般	五六〇円
			生徒	三四〇円
			児童	二二〇円
	十月十五日から翌年六月三十日まで (二十五メートルプールのみ)	一回	一般	七九〇円
			生徒	四五〇円
			児童	三四〇円
スケートリンク	十一月一日から翌年四月十日まで	一回	一般	一、一三〇円
			生徒	九一〇円
			児童	六八〇円

二 占用使用の場合

種類	期間	時間	五十メートルプール スケートリンク			二十五メートルプ ール		飛込プール		
			アマチュ アスポー ツに係る 競技会練 習会に使 用する場合	上記の場 合で入場 料を徴収 する場合	その他 の目的 に使用 する場合	アマチュ アスポー ツに係る 競技会練 習会に使 用する場合	上記の場 合で入場 料を徴収 する場合	アマチュ アスポー ツに係る 競技会練 習会に使 用する場合	上記の場 合で入場 料を徴収 する場合	その他の 目的に使 用する場合
プ ー ル	五月二 十日か ら九月 三十日 まで(二 十五メ ートル プール にあっ ては、七 月一日 から九 月三十 日まで)	九時か ら十三 時まで	五〇、一一 二〇円	五〇、一一 三八〇円	三〇〇、 七七〇 円	三四、一一 七〇円	一〇二、 五三〇円	一時間に つき 五、六九 〇円	一時間に つき 一七、〇 八〇円	一時間に つき 三四、一 七〇円
		十三時 から十 五時ま で	五〇、一一 二〇円	五〇、一一 三八〇円	三〇〇、 七七〇 円	三四、一一 七〇円	一〇二、 五三〇円			
		十七時 から二 十一時 まで	六二、六一 五〇円	六二、六一 八七〇円	三七五、 九六〇 円	四二、一一 五〇円	一二六、 四六〇円			
		九時か ら十七 時まで	一〇〇、三 二五〇円	一〇〇、三 七七〇円	六〇一、 五四〇 円	六八、三 五〇円	二〇五、 〇七〇円			
		十三時 から二 十一時 まで	一一二、七 八〇円	一一二、七 三六〇円	六七六、 七三〇 円	七六、三 三〇円	二二八、 九九〇円			
		九時か ら二十 一時ま	一六二、九 一〇円	一六二、九 七五〇円	九七七、 五〇〇 円	一一〇、 五一〇円	三三一、 五三〇円			

	から二 十一時 まで	六〇円	五〇〇円	〇〇〇 円					
	九時か ら十七 時まで	一三二、 一五〇円	三九六、 四七〇円	七九二、 九四〇 円					
	十三時 から二 十一時 まで	一四九、 二四〇円	四四七、 七四〇円	八九五、 四八〇 円					
	九時か ら二十 一時ま で	二一五、 三二〇円	六四五、 九七〇円	一、二九 一、九五 〇円					

三 附属施設

施設名	料金
会議室	一時間につき 五六〇円

備考

- 一 「占有使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占有使用以外の場合をいう。
- 二 この表に掲げる施設に附属する設備、器具等の額は、規則で定める。
- 三 占有使用の場合、特別な設備を設置して電気を使用するとき、又は冷暖房を使用するときの額は、当該使用区分の額に、規則で定める額を加算する。
- 四 占有使用の場合、競技役員室、選手招集室及び放送室並びに放送設備及びコースロープを使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。
- 五 占有使用の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日に使用する場合の額は、当該使用区分の額の二割増とする。
- 六 占有使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過一時間につき、当該使用区分の額の一時間当たりの額の五割増相当額とする。
- 七 個人使用の場合、責任ある代表者に引率された三十人以上の団体利用者の額は、当該使用区分の額の二割引とする。

八 個人使用の場合、十一枚つづりの回数券を使用できるものとし、その額は、当該使用区分の額の十回分に相当する額とする。

九 「児童」とは幼児及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童並びにこれらに準ずる者を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童及び生徒以外の者をいう。

十 保護者が同伴する児童については、保護者一人につき、当該児童一人を無料とする。
ただし、団体で使用する場合を除く。

別表第四（第九条関係）

（平一七条例四二・追加、平二六条例七・平二七条例六五・令元条例五・一部改正）

一 個人使用の場合

区分	二時間以内	超過一時間ごと
児童生徒	九一〇円	四五〇円
一般	一、三六〇円	六八〇円

二 占用使用の場合

区分	午前九時から午後一時まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
馬場馬術競技場	七、四〇〇円	七、四〇〇円	一四、八一〇円
障害馬術競技場	一四、八一〇円	一四、八一〇円	二九、六二〇円
覆い馬場	一一、九六〇円	一一、九六〇円	二三、九二〇円

三 厩舎

一房につき一日 一、一三〇円

四 附属施設

区分	午前九時から正午まで	午後一時から午後五時まで	午前九時から午後五時まで
会議室	一、一三〇円	一、三六〇円	二、五〇〇円
研修室	二、二七〇円	二、八四〇円	五、一二〇円

備考

一 「児童生徒」とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び

特別支援学校の中学部を含む。)又は高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒並びにこれらに準ずる者をいい、「一般」とは、児童生徒以外の者をいう。

二 「占用使用」とは競技大会、練習会その他の催物等において施設を独占的に使用する場合を、「個人使用」とは占用使用以外の場合をいう。

三 占用使用の場合、審判棟並びに放送設備及び障害物を使用するときの額は、当該使用区分の額に含むものとする。

四 占用使用及び附属施設使用の場合、使用時間を超過したときの額は、超過一時間につき、当該使用区分の額の一時間当たりの額の五割増相当額とする。

別表第五(第九条関係)

(平一七条例四二・追加、平二六条例七・平二七条例六五・令元条例五・一部改正)

一 個人使用の場合

種類		単位	区分	料金（一人）
ライフル射撃場	エアライフル	一日	児童及び生徒	二三〇円
			学生	四三〇円
			その他の者	六四〇円
	ビームライフル	一日	児童及び生徒	一九〇円
			学生	三九〇円
			その他の者	六〇〇円
	スモールボアライフル	一日	生徒	五一〇円
			学生	七〇〇円
			その他の者	九一〇円
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場		一日		二、五四〇円
大口径射撃場	ライフル銃	一日		二、四一〇円
	散弾銃 （スラグ弾）	一日		二、八三〇円

二 占用使用の場合

種類		単位	料金
ライフル射撃場	エアライフル	九時から十二時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び一〇、一八〇円の合計額
		十二時から十七時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び一七、〇〇〇円の合計額
		九時から十七時まで	四〇円に利用人数を乗じた額及び二七、二九〇円の合計額
	スモールボアライフル	九時から十二時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び一〇、一八〇円の合計額
		十二時から十七時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び一七、〇〇〇円の合計額
		九時から十七時まで	三一〇円に利用人数を乗じた額及び二七、二九〇円の合計額
散弾銃射撃場 スキート射撃場 トラップ射撃場		一日	一、九三〇円に利用人数を乗じた額及び一八、七四〇円の合計額
大口徑射撃場	ライフル銃	九時から十二時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び二三、八三〇円の合計額
		十二時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び三八、五〇〇円の合計額
		九時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び五八、三六〇円の合計額
	散弾銃 (スラグ弾)	九時から十二時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び三〇、四五〇円の合計額

		額
	十二時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び四七、七六〇円の合計額
	九時から十七時まで	九六〇円に利用人数を乗じた額及び七二、九二〇円の合計額

備考

- 一 料金が日を単位として定められている場合において、使用時間が一日に満たないときは、一日とする。
- 二 「占有使用」とは、ライフル射撃場のエアライフル若しくはスモールボアライフル若しくは大口徑射撃場の施設を独占して使用する場合又はスキート射撃場若しくはトラップ射撃場の一面を独占して使用する場合をいい、「個人使用」とは、ライフル射撃場のビームライフルの施設にあっては当該施設を使用する場合を、それ以外の施設にあっては占有使用以外の場合をいう。
- 三 「児童」とは小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）の児童及びこれらに準ずる者（ライフル射撃場のエアライフルの施設の個人使用の場合にあっては十歳未満の者を除く。）を、「生徒」とは中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の生徒及びこれらに準ずる者（ライフル射撃場のスモールボアライフルの施設の個人使用の場合にあっては十八歳未満の者を除く。）を、「学生」とは大学の学生及びこれに準ずる者をいう。